

緒 言

福井縣統計書ハ縣下行政其ノ他各般ノ統計ヲ蒐集シ既往現在ノ狀勢ヲ大觀セムガ爲毎年之ヲ刊行シ今ヤ昭和十年ノ統計書ヲ編纂スルニ至レリ本書編ヲ分ツニ其ノ一ヲ「土地戸口等」其ノ二ヲ「學事」其ノ三ヲ「産業」其ノ四ヲ「警察衛生等」ト爲ス。

各編收録スル資料ハ主トシテ市町村及學校ノ報告竝廳内ノ調査ニ依リ或ハ關係官公署會社等ノ供給ニ求メタルモノアリ。蓋シ世運ノ推移學術ノ進展ニ基キ統計ノ用益多キヲ加フ是ヲ以テ調査ノ正確ヲ期スルト共ニ表章方法ヲ更メ或ハ新ニ收録シタルモノ尠シトセズ。然リト雖尙遺憾ナキヲ保セザルニ依リ漸次之ガ改善ニ努メ時世ノ要求ニ應ゼシムル所アラムトス。

昭和十二年三月

福井縣總務部

昭和十年福井縣統計書 第四編

凡 例

本編ハ昭和十年又ハ昭和十年度ノ事項ヲ掲載シタルモノナリ然レトモ其ノ以後ノ事項ニシテ調査ヲ了ヘタルモノハ之ヲ掲載シ又已ムヲ得ザルモノハ昭和九年若ハ昭和九年度以前ノモノヲ掲ゲタルモノアリ。

編中何年度ト記スルモノハ其ノ年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一箇年度、何年末ト記スルモノハ其ノ年十二月三十一日現在、何年度末ト記スルモノハ翌年三月三十一日現在、何年ト記スルモノハ其ノ年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル一曆年間、何日ト記スルモノハ其ノ日現在ノ意ナリ。

前數年ノ事項ヲ列記シタルモノハ本表ノ數字ト其ノ質ヲ同ウシ即チ本表現在數ナルトキハ比較數亦現在數、一年間又ハ一年度間ノ數ナルトキハ比較數亦一年間若ハ一年度間ノ數ナリ。

數位ハ千位百萬位ニ「,」小數アルトキハ一位ニ「.」ヲ附シ不詳ノモノハ「…」一位ニ滿タサルモノハ「0」全ク無キモノハ「-」ヲ填入セリ。

金錢ニ關スルモノハ概ネ四捨五入ノ法ヲ用ヒテ圓位ニ止メタリ。

第四編 (警察衛生等) 目次

總 說..... 1

警 察

1 警察部職員(現員)..... 3

2 警察署職員配置(現員)..... 3

3 警部補、巡查勤続年數及俸給..... 4

4 警部補恩給並遺族扶助料及諸給..... 4

5 巡查恩給並遺族扶助料及諸給..... 5

6 巡查採用及教習..... 5

7 警察上ノ賞與..... 5

8 警察共濟組合救濟金..... 6

9 警察上死傷者..... 6

10 警察電話..... 7

11 諸犯罪發生及檢舉件數..... 7

12 諸犯罪別檢舉件數..... 8

13 違警罪即決處分及正式裁判數..... 8

14 未成年者喫煙並飲酒禁止法違反..... 9

15 自殺者..... 9

16 年齢ニ分チタル自殺者..... 10

17 原因ニ分チタル自殺者..... 10

18 被殺傷者..... 11

19 警察指紋採取成績..... 11

20 取締營業者數..... 12

21 行政執行處分..... 12

22 火 災..... 13

23 火災原因..... 14

24 消 防 組..... 14

25 交通事故ノ一..... 15

26 交通事故ノ二..... 16

27 交通事故ノ三..... 16

28 交通事故ノ四..... 17

29 交通事故ノ五..... 17

30 狩獵免狀下附人員..... 18

31 鳥獸捕獲數..... 18

32 貨運數及藝娼妓數..... 19

衛 生

33 醫 師..... 19

34 齒科醫師..... 20

35 藥劑師、藥種商、製藥者及阿片販賣者..... 20

36 賣 藥..... 21

37 入齒、齒拔、口腔治療、接骨及鍼灸按摩..... 21

38 看 護 婦..... 22

39 產婆、看護婦、理髮試驗..... 22

40 產 婆..... 22

41 鍼術、灸術、按摩術試驗..... 23

42 トラホーム檢診成績..... 23

43 トラホーム患者..... 24

44 トラホーム患者治療..... 24

45 結核健康診斷成績..... 25

46 傳染病患者..... 25

47 傳染病患者、死者年齡別..... 26

48 娼妓健康診斷..... 26

49 花柳病患者..... 27

50 中 毒..... 28

51 屠殺檢査..... 29

52 衛生試驗..... 29

53 病 院..... 30

54 病院患者病類別..... 31

55 傳染病院及隔離病舎..... 32

56 藥品巡視..... 32

57 種痘ノ一(第一期)..... 33

58 種痘ノ二(第二期)..... 34

59 娼妓病院..... 34

60 衛生ニ關スル諸犯罪處分別..... 35

61 死亡總數ト結核病死亡者數トノ比較..... 36

62 マラリヤ患者年齡別..... 36

63 マラリヤ治療方法別..... 37

工 場

64 工場臨檢..... 37

65 適用工場數年次比較..... 38

66 警察署別適用工場數..... 39

67 警察署別適用工場職工數..... 40

68 常時職工十人未滿使用ノ危険及衛生上有害ナル工場並職工數年次比較..... 42

69 寄宿舍ノ設アル工場數及寄宿職工數..... 42

70 職工扶助金額..... 43

71 工場主ノ管理スル職工貯蓄金..... 43

72 工場災害..... 44

73 工場法違反..... 46

74 取締原動機.....46

健康 險 保

75 労働者災害扶助法適用事業数.....47

76 労働者災害扶助法適用事業ニ於ケル使用労働者数.....48

77 工場、事業場、事業及被保険者数.....49

78 業態別工場、事業場、事業及被保険者数.....49

79 保険給付.....50

80 標準報酬等級別被保険者数.....50

81 郡市別大中小工場分布状況.....51

82 病類別療養並に傷病手当金ノ件数及日数(業務上).....51

83 病類別療養並に傷病手当金ノ件数及日数(業務外).....52

84 原因別死亡者数.....53

雑

85 新聞及雑誌.....54

總 說

警 察

警 察 區 劃

昭和十年末現在ニ於ケル縣警察行政區劃ハ其ノ監督廳タル警察部ノ下ニ警察署十三、警部補派出所三、巡查部長派出所十六、巡查派出所二十三、巡查駐在所百五十九ヲ置キ一市百七十五箇町村ノ警察事務ヲ管理セシメ以テ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ縣民ノ福祉増進ニ努メツアリ。

警 察 官 吏

昭和十年末現在ノ警察官吏ハ警察部長一人、警視四人、專任警部二十一人、警部補三十一人、巡查部長八十二人、巡查四百十二人ニシテ定員ヨリ警部補一人ノ缺員、巡查部長七人ノ過員ニシテ巡查十四人ノ缺員差引八人ノ缺員アリ。

警部補、巡查勤続年數

昭和十年末總數五百二十五人中五年以上十年未満百五十九人(總數ノ三分)最多ニシテ之レニ亞クハ十年以上十五年未満九十六人(一分八厘)十五年以上二十年未満五十七人(一分一厘)二年以上三年未満四十七人(九厘)一年以上三年未満及四年以上五年未満ハ何レモ三十八人(七厘)一年以上三年未満二十四人(五厘)二十年以上二十五年未満十六人(三厘)二十五年以上十二人(二厘)等ナリ。

火 災

昭和十年中ノ火災度數 277 件、内失火ハ 255 件、放火 11 件其ノ他 11 件ニシテ其ノ損害見積額ハ 1,019,824 圓ナリ。之ヲ原因別ニ見レバ炬燵、行火ノ不始末 58 件、焚火ノ不始末 41 件、乾燥室ノ不始末 36 件、小兒ノ弄火 23 件、取灰ノ不始末 17 件等ハ其ノ主ナルモノナリ。

消 防 組

昭和十年中ノ消防組ハ 172 組、人員 19,870 人ヲ以テ組織ス。而シテ之等消防組ニ備付ケラレタル重要機械器具ハ自動車唧筒 22 臺、オートバイ唧筒 3 臺、ガソリン唧筒 208 臺、蒸氣唧筒 9 臺、腕用唧筒 662 臺ナリ。

犯 罪

昭和 10 年中犯罪發生件數ハ 12,430 件ニシテ檢舉件數ハ 12,863 件ナリ。内縣外事件檢舉ハ 637 件ニシテ未檢舉件數ハ 204 件ナリ。之ガ檢舉率ハ 98 % 強ヲ示ス。昨年ニ比シ發生件數ニ於テ 2,164 件、檢舉件數ニ於テ 2,504 件ノ増加ナリ。

衛 生

醫 師

昭和十年末現在ニ於ケル醫師ノ總數ハ四百五十一人(内女醫二十人)ニシテ醫師一人ニ對シ現在人口千四百三十四人ニ當レリ。而シテ之カ分布狀況ヲ觀ルニ福井市百十八人、坂井郡六十五人、今立郡四十七人、大野郡、敦賀郡三十四人ハ多キ地方ニ屬シ大阪郡四人最モ少シ。

之レヲ經歷別ニ觀レバ大學卒業百三十一人(二割九分)、官公立專門學校卒業二百三十七人(五割二分六厘)、試験及第七十五人(一割六分六厘)、其ノ他八人(一分八厘)ナリ。

齒 科 醫 師

昭和十年末現在ニ於ケル齒科醫師ノ總數ハ百十三人(内女齒科醫師五人)ニシテ前年ニ比シ十二人ヲ増加セリ。其ノ經歷ハ官公私立專門學校及外國學校卒業者ヲ併セ七十二人、試験及第四十一人ナリ。

ト ラ ホ ー ム 檢 診

昭和十年中ニ於ケル「トラホーム」檢診人員ハ五萬三千十人ニシテ内患者ト決定セル人員ハ四千七百九十人ナリ。而シテ檢診人員百ニ對スル患者ハ九人〇三(前年度八人一〇)ノ割合ナリ。

患者ト決定セル人員中重症三百六十二人(七分六厘)、輕症三千七百五十人(七割八分三厘)、疑似症六百七十八人(一割四分一厘)ナリ。

傳 染 病 患 者

昭和十年ニ於ケル傳染病患者數ハ二百五十八人ニシテ前年ヨリ七十二人減少セリ。而シテ「デフテリア」最モ多ク九十二人(三割五分六厘)ヲ占メ腸チフス七十九人(三割〇六厘)之ニ亞キ赤痢四十八人(一割八分七厘)、猩紅熱二十八人(一割〇八厘)、「バラチフス」十一人(四分三厘)ナリ。又各患者百人中死亡者ノ割合ヲ觀レバ次ノ如シ。

デフテリア	15.2	腸チフス	30.3
赤痢	29.1	猩紅熱	0
バラチフス	0		

花 柳 病 患 者

昭和十年中病院又ハ開業醫ニ於テ取扱ヒタル花柳病患者ハ一萬二千八百七十人ニシテ内男八千五百五十六人(六割六分)、女四千三百十四人(三割四分)ナリ。之ヲ前年ニ比スレバ男八百五人(一割三厘)、女七百六十九人(二割一分七厘)何レモ増加シ總數ニ於テ一萬五千七百七十四人(一割三分九厘)ヲ増加セリ。

病 院

昭和十年末現在病院數ハ十六ニシテ年内患者總人員ハ七萬九千九百一人ナリ。之ヲ前年ニ比スルニ病院數一、患者總人員二千一人ヲ増加セリ。而シテ之ガ患者ヲ病類別ニ觀レバ神經系及五官病二萬九百五十一人(二割六分二厘)最モ多ク、呼吸器病一萬五千四百二十六人(一割九分四厘)、消化器病一萬五千五百五十一人(一割三分二厘)、泌尿及生殖器病一萬五百三十七人(一割三分二厘)ヲ主ナルモノトス。而シテ呼吸器病ノ内二千二百八十四人ノ肺疾患者アリ。

工 場

適 用 工 場 及 職 工 數

昭和十年十月一日現在ニ於ケル工場法適用工場總數ハ二千八

總 說

百五十四工場ニシテ内工場法施行規則第二十七條ニ依ル法ノ一部適用工場ハ千三百四十一工場ナリ。之等工場ヲ業務別ニ依リ大別スレバ染織工場二千四百十八、機械器具工場百十七、化學工場六十八、飲食物工場十一、雜工場百八十六、特別工場五十四ニシテ染織工場ハ總工場數ノ八割四分強ヲ示ス。而シテ之ヲ前年ト比較スルニ總工場數ニ於テ四三五、染織工場ニ於テ三八三ノ増加ナリ。尙之等工場ニ使用セラルル職工ハ五萬二千二百〇二人ニシテ内工場法ノ一部適用工場ニ使用セラルルモノハ六千七百七十三人ナリ。又之等職工ヲ業務別ニ大別スレバ染織工場ニ使用セラルルモノ四萬七千六百二十四人、機械器具工場八百八十四人、化學工場二千五百七十七人、飲食物工場七十五人、雜工場八百人、特別工場二百四十二人ニシテ染織工場ノ職工ハ全職工ノ九割一分弱ヲ示ス。又之ヲ前年ニ比較スルニ總職工數ニ於テ六千八百七十四人内染織工場ニ於テ五千三百三十八人ノ増加ニシテ工場數並ニ職工數共ニ逐年増加シ之ヲ五年前ト比較スルトキハ隔世ノ感アリ。

	工場數	職工數
昭和六年	1,784	31,653
昭和十年	2,854	52,202

工場災害

昭和十年中ニ於ケル工場災害中職工ノ死傷總數ハ二百二十一人ニシテ内死亡男一人ナリ。之ヲ前年ト比較スルニ總數ニ於テ三十五人ノ増加ナリ。單ニ死亡ノミヲ見ルトキハ七人ノ減少ニシテ産業振興上極メテ喜バシキ現象ナリ。

職工扶助

昭和十年中業務上負傷シタル職工ニシテ健康保險ノ給付以外ニ工場法ニ依リ工業主ニ於テ扶助シタル金額ハ千九百拾六圓ニシテ前年ニ比較シテ千二百二十圓ノ減少ナリ。

職工貯蓄金

昭和十年十月一日現在ニ於ケル職工貯蓄金ハ四十二萬六千三百三十六圓ニシテ内郵便貯金二十萬四千二百一十一圓、銀行預金五萬九千五百七十三圓、工場預金十五萬四千四百七十五圓、其ノ他五千三百六十七圓ナリ。而シテ之ヲ前年ニ比スレバ十三萬五千九百九十三圓ノ増加ニシテ尙之ガ貯蓄金ヲ管理スル工場ハ百九十四、貯蓄職工ハ一萬五千七百六人ナリ。

勞働者災害扶助法適用事業及勞働者

昭和十年中勞働者災害扶助法適用事業總數ハ百九十ニシテ内土石探掘採取業四六、土木建築工事八四、交通及運輸事業四一、貨物積卸業一九ナリ。而シテ之ガ使用勞働者數ハ六千人ニシテ内土石探掘採取業四百六十五人、土木建築工事三千四百五十一人、交通及運輸事業九百五十人、貨物積卸業千三百三十四人ナリ。

原動機

昭和十年末ニ於ケル工場及原動機取締規則ニ依ル取締原動機ハ總數九千四百〇四、總馬力五萬八千〇四馬力ニシテ之ヲ

前年ニ比較スルニ原動機千六百八十二、馬力ニ於テ一萬五千七ヲ何レモ増加セリ。

健康保險

被保險者

昭和十一年三月末ノ管内政府管掌健康保險被保險者ノ總數ハ四萬千六百二十八人ニシテ本年度中新ニ雇入レ、其ノ他ノ原因ニ依リ資格取得(増加)セルモノ二萬二千八百四十九人ニシテ、解雇其ノ他ノ原因ニ依リ資格喪失(減少)セルモノ二萬八百十六人ニシテ差引前年度ニ比シ七千七百四十五人ヲ増加セリ。

工場、事業場及事業數

昭和十一年三月末ニ於ケル健康保險關係工場、事業場及事業ノ總數ハ二千八十三ニシテ前年度ニ比シ八百十六人増加シタリ。工場ノ大部分ヲ占ムルハ染色工場ノ千六百三十八ニシテ總數ノ七割八分ニ相當シ此ノ被保險者三萬七千三百六十六人總數ノ八割九分ニシテ大部分ヲ占ム。最モ僅少ナルハ特別工場ノ二十、被保險者百一人ナリ。蠶業法適用事業場ハ金屬山七、石炭山一アリ。此ノ被保險者ノ總數ハ二百六十三人ニシテ任意包括被保險者ヲ使用スル事業ハ八アルノミナリ。

標準報酬

被保險者ノ報酬日額ニ依ル標準報酬等級ハ四級ノ者(日額五十五錢以上六十五錢未満)最高峰ヲ行キ八千七百〇五十二人ニシテ總數ノ二割一分以下三級、五級、二級、七級ト略兩翼的ニ順次低下シ、夫々總數ノ二割、一割五分、一割二分、一割一分ニ相當シ十五級、十六級ニ至リテハ、二名宛ニ過ギズ。而シテ之ガ平均日額ハ男八十五錢五厘、女六十錢一厘ニシテ、男女總平均日額ハ六十七錢八厘ニ當リ前年度末ニ比シ三錢二厘方高騰セリ。

保險給付

昭和十年度中ニ於ケル保險給付ノ總件數ハ十三萬九千七百八十七件ニシテ之ニ要シタル費用中、本廳拂ノ分ノミニテ八十七萬千六百六十七圓アリ(外ニ政府直接支拂ニ係ル醫療費本縣分三十一萬七千四百六十三圓アリ)。傷病並ニ出産關係給付ハ被保險者ノ増加ニ伴ヒ遞増セルガ、埋葬料(費)ニ在リテハ反ツテ前年度ヨリハ減少スルノ現象ヲ呈セリ。療養給付中最モ多キモノハ胃カタルノ一萬七千九百七十七件ニシテ以下感冒ノ一萬三千四十四件、眼及附屬器ノ疾患九千一件、急性氣管支炎八千二百二十五件、腸カタル及下痢七千六百九十八件ノ順位ニシテ總數十二萬八千八百八十八件、前年度ニ比シテ三萬千二百十八件ヲ増加シタリ。

此ノ療養日數ノ總數ハ百四十二萬八千六百七十七日ニ達ス。埋葬料(費)支給件數ハ四百三十五件ニシテ前年度ヨリハ四十五件減少シ中最モ多キハ肺結核ノ百二十件ニシテ以下消化器ノ疾患五十九件、心臓器ノ疾患三十三件等ハ主ナルモノトス。